

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円，%)

区 分	開示残高 (a)	保 全 額 (b)		引当率 (d) / { (a) - (c) }
		担保・保証等 による回収見 込額 (c)	貸倒引当金 (d)	
金融再生法上の 不良債権	平成18年度	2,088	1,948	93.27
	平成19年度	2,240	2,240	100.00
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	平成18年度	356	356	100.00
	平成19年度	735	735	100.00
危険債権	平成18年度	1,451	1,451	100.00
	平成19年度	1,297	1,297	100.00
要管理債権	平成18年度	280	140	49.94
	平成19年度	207	207	100.00
正常債権	平成18年度	32,581		
	平成19年度	33,635		
合 計	平成18年度	34,670		
	平成19年度	35,876		

- (注)1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成18年度	207	45	—	207	45
	平成19年度	45	101	—	45	101
個別貸倒引当金	平成18年度	223	856	—	223	856
	平成19年度	856	788	12	844	788
合 計	平成18年度	430	901	—	430	901
	平成19年度	901	889	12	889	889

貸出金償却

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
貸 出 金 償 却	—	—